福

島

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正す る規則 告

福島県人事委員会

○公有水面埋立てについて竣功を認可した件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件

宝品

즲

○福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程 ○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規 福島海区漁業調整委員会 の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員

福島県内水面漁場管理委員会

○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

○福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

規 則

布する。 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

令和二年二月二十五日

福島県規則第八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県知事

内 堀 雅 雄 号)の一部を次のように改正する。

次に次の一号を加える。 第七条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、 第四号の

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則(平成十八年福島県規則第八十八

立地適正化計画 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する

第十五条中「次の各号に」を「次に」に改める。

千平方メートル」を「八千平方メートル」に改める。 第十六条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、 同条第一号中「六

に改める。 様式第一号備考1、様式第二号備考、様式第三号備考、様式第四号備考、 様式第五号

この規則は、公布の日から施行する。

島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の相当の規定に基づき提出された届する条例施行規則のそれぞれの規定に基づき提出されている届出書等は、改正後の福2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県商業まちづくりの推進に関 出書等とみなす。

(商業まちづくり課)

示

告

福島県告示第百六号

를 <u>무</u>

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年二月二十五日

콧 콧

옷 🗟

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知

事

内 堀

雅 雄

大沼郡会津美里町赤留字滝ノ沢三五五八の一、三五五八の二

保安林として指定された目的

水源の涵養

 \equiv 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めな

標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 会津美里町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。 福

2 立木の伐採の限度

全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

(森林保全課

福島県告示第百七号

埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一項の規定により公有水面

福島県知事

内

堀 雅

雄

令和二年二月二十五日

竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏

名

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県

代表者の氏名 福島県知事 内堀

竣功認可の年月日 令和二年二月十日

五四三二 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり(第二工区)

免許の年月日及び番号 平成三十年八月二十七日福島県指令河第五百九十五号 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村 「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、 浪江町 福島県相馬港

湾建設事務所及び浪江町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(港 湾 課

福 島県人事 委員

る規則をここに公布する。 公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正す 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方

令和二年二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 齌 藤 記 子

福島県人事委員会規則第四号

する規則の一部を改正する規則 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び

第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

十三年福島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則 一部改正)

第二条 規則(昭和六十三年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。 第二条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する

附

この規則は、 令和二年四月一日から施行する

(総務審査課)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記

子

福島県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

別表第一中 「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構」 を 「公益社団法人ふくし

ま緑の森づくり公社」に改める。

日 この規則は、 から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、第三条の改正規定は、 令和二年四月

福 島 海区 渔 業調 整 委員

会

総務審査課

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 妻 芳 弘

の一部を次のように改正する。 福島海区漁業調整委員会運営規程 (昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第二 号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程

県

島

第三条第二項中「第三条第二項の規定による」を「第十二条第二項に規定する」に改

第六条第一項中「審議のうえ」を「審議の上」に改める

第七条中「うけた」を「受けた」に改める。

第十二条第一項第一号中「第六十七条第一項」を「第百二十条第一項」に改める。 第九条第二項中「第百一条第三項」を「第百四十五条第三項」に改める。

改正規定は、公布の日から施行する。 第一条の政令で定める日から施行する。 この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則 ただし、 第六条第 一項の改正規定及び第七条の

福島海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定め

令和二年二月二十五日

る

福島海区漁業調整委員会

芳 弘

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程(平成七年福島海区漁業調整委員会告

一項(第八十八条第四項」に、「並びに第三十八条第三項」を「、第百十六条第二項及八十六条第四項、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第第三十九条第一項、第二項及び第十三項(第三十六条第三項」を「第六十九条並びに第 第二号)の一部を次のように改正する。 第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに 本則中一第一条の二第 一項及び第一条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

び第三項並びに第百七十七条第十四項で準用する同条第六項」に改める。 に改め、同条を第十三条とする。 第十四条中「第一条の三第一項」を「第七条第一項」に、 第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。 第二条中「第十条」を「第六十九条」に、「第十三条」を「第十二条」に改める。 「第十条」を「第六十九条」

を 第十五条中「第九条から第十一条まで」を「第八条から第十条まで」に、 「第十二条」に、 「第十条」を「第六十九条」に改め、同条を第十四条とする。 第十三条

第 この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号) 条の政令で定める日から施行する 附則

福 島 県内水 面 漁場管理 委員

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和二年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会

泉

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

示第二号)の一部を次のように改正する。 福島県内水面漁場管理委員会運営規程(昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告

第三条第二項中「第三条第二項の規定による」を「第十二条第二項に規定する」に改

第六条第一項中「審議のうえ」を「審議の上」に改める

第七条中「うけた」を「受けた」に改める。

第九条第二項中「第百一条第三項」を「第百四十五条第三項」に改める

改正規定は、公布の日から施行する。第一条の政令で定める日から施行する。 この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号) ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条の

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

示

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定め

令和二年二月二十五日

る

福島県内水面漁場管理委員会

泉

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程 佐

告示第三号)の一部を次のように改正する。 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程(平成七年福島県内水面漁場管理委員会

百六十九条第二項並びに第百七十七条第十四項で準用する同条第六項」に改める。 八十六条第四項、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第 第三十九条第一項、第二項及び第十三項(第三十六条第三項」を「第六十九条並びに第 項(第八十八条第四項」に、 第二条中「第十条」を「第六十九条」に、「第十三条」を「第十二条」に改める。 第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに 本則中「第一条の二第一項及び第一条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。 「第三十八条第三項並びに第百二十八条第二項」を 一第

第十五条中「第九条から第十一条まで」を「第八条から第十条まで」に、 「第十二条」に、 「第十条」を「第六十九条」に改め、 同条を第十四条とする

に改め、同条を第十三条とする。

第十四条中「第一条の三第一項」を「第七条第一項」に、

「第十条」を「第六十九条」

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。